（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三　第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する金庫にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいう。以下この条及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。以下この条及び第百五十四条の三において同じ。）及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）とする。

2　［略］

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十一条　第四十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三　第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第百四十一条において準用する第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁・厚生労働省告示第五号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第百十四条第一項第五号二及び第百十五条第三号ハの規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
厚生労働大臣　上野賢一郎

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三　第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する金庫にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。以下同じ。）の対象資本等調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又はその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三項に規定する対象資本調達手段又はその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段をいう。以下この条及び第百五十四条の三において同じ。）及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）とする。

2　［同上］

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十一条　第四十七条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三　第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　［同上］